

一般社団法人 日本相続学会
ホームページリンク設定に関する規定

2014年6月

(適用)

第1条 一般社団法人 日本相続学会（以下「本学会」といい、一般社団法人 日本相続学会ホームページを「本学会ホームページ」という）のリンクについては、この規定による。

(目的)

第2条 本学会ホームページと公共性の高い団体等のホームページとのリンク設定は、学会員をはじめとする閲覧者の便宜を図り、本学会の活動に関する情報をより広く発信するとともに、公共性の高い団体等の広報活動を支援することを目的とする。

(リンク許可の基準)

第3条 本学会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものとする。

- (1) 前条に定める目的と適合すること
- (2) 公的機関、公共性を有する団体、または本学会が適当と認める団体であること

(不許可の基準)

第4条 次の各号に該当するホームページは本学会ホームページへのリンク設定を認めない。

- (1) もっぱら営利、政治、宗教活動、その他本学会ホームページとリンクすることがふさわしくない事項を目的とするもの
- (2) 合理的・科学的根拠のない記載や誇張により閲覧者に誤った情報を与えるもの
- (3) 本学会ホームページにリンクすることにより、本学会と特別な関係があるように装い、またはリンクの設定自体を営利目的とするもの
- (4) 本学会の社会的信用を損ない、または経済的損失を生じさせる可能性があるもの
- (5) その他、本学会が不適当と認めるもの

(リンクの申請及び許可)

第5条

本規定に同意の上、本学会ホームページへのリンクを希望する団体等のホームページ管理責任者（以下「管理責任者」）は、本学会事務局長（以下「事務局長」）に対し、次の各号により申請を行うことができる。

- (1) 申請は原則 e-mail によること
- (2) 団体等の正式名称および概要を明らかにすること
- (3) ホームページの掲載内容（URL）を提示すること。原則ホームページ開設後のリン

ク設定とするが、開設前にリンク設定を希望する場合は内容を詳細に説明すること。

- (4) 管理者の連絡先 (e-mail アドレス、電話またはファックス番号) を明示すること
- (5) 本規定への同意を明示すること

2. 事務局長は、申請を受理したときは、前条の各号に照らし、リンク設定の可否を決定し、その結果を管理責任者に連絡する。

3. 事務局長は、リンク設定の拒否判断に慎重な検討を要する判断したときは、理事会に諮問する。

(リンクの解除)

第6条 本学会ホームページへのリンク設定を許可されたホームページの内容等が変更され、第3条の各号に適合しなくなったとき、あるいは、第4条の各号に該当すると判断された場合は、管理責任者は速やかに本学会ホームページへのリンク設定を解除しなければならない。

2. 本学会は、学会ホームページへのリンクを許可したホームページが第3条の各号に適合しなくなったとき、あるいは、第4条の各号に該当すると判断した場合は、管理責任者に対し、直ちにリンク設定を解除するように申し入れる。

(本学会ホームページからのリンク基準)

第7条 本学会ホームページからリンク設定を行うホームページは、第3条および第4条に適合するものでなければならない。

(本学会ホームページからのリンク申請および許可)

第8条 本規約に同意のうえ、本学会ホームページからのリンク設定を希望する団体等の管理責任者は第5条で定める方法により、本学会事務局長に対し、申請を行うことができる。

2. 本学会の各種委員会または理事は、本学会ホームページから、他の団体等のホームページへのリンク設定を希望するときは、事務局長にリンク設定を申請することができる。

3. 本学会ホームページからのリンクの許可については第5条に定める方法による。

(本学会ホームページの移動)

第9条 本学会は、本学会ホームページの URL を変更するときは、事前に本学会ホームページに変更の通知を掲載して広報するものとし、管理責任者に対し、個別の通知は行わない。

(免責)

第10条 本学会ホームページと他団体等のホームページのリンクまたはリンクの不許可・解除等により、当該団体、当該団体ホームページの閲覧者および第三者に何らかの損害が発生しても、本学会はいかなる責任も負わないものとする。

(理事会への報告)

第11条 事務局長は本学会と他団体等のホームページのリンク状況について、適宜理事会

に報告をおこなわなければならない。

(規程の変更)

第 12 条 この規定は理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 この規定は 2014 年 7 月 1 日より施行する。